

国土交通省共済組合貸付概要一覧 (R6. 4. 1現在)

貸付の種類	貸付限度額 ^{注1}	返済期間	年利 ^{注3}	貸付事由	(備考)	上段申込時添付書類/下段事後提出書類	補足
住宅貸付	退職手当相当額の範囲内 ただし、組合員期間に応じて以下①～⑤の額を その最高限度額と最低保障額とする ①3年以上5年未満 1,200万円以内 300万円に満たない場合、300万円 ②5年以上10年未満 5年後の推定退職手当額と5年間の返済元金 の合計額 1,200万円以内 400万円に満たない場合、400万円 ③10年以上15年未満 5年後の推定退職手当額と5年間の返済元金 の合計額 2,000万円以内 700万円に満たない場合、700万円 ④15年以上20年未満 5年後の推定退職手当額と5年間の返済元金 の合計額 2,000万円以内 1,200万円に満たない場合、1,200万円 ⑤20年以上 5年後の推定退職手当額と5年間の返済元金 の合計額 2,000万円以内 1,400万円に満たない場合、1,400万円 ※公務員宿舎の建替に伴う強制退去者への特 別加算 上記①～⑤の額に200万円を加算	貸付金額により下記 の期間 50万円以下 100月以内 50万超100万円以 下 150月以内 100万超200万円以 下 250月以内 200万円超 360月以内	1.84%	組合員の居住する住宅の新築、購入、増改築、修繕、借入 (増改築、修繕には介護のための改良を含む) 組合員居住する住宅の用に供する土地の購入、借入 ※当該住宅の床面積は280㎡以下(共同住宅の場合は共有部分を除く) ※既に組合員名義の住宅を所有している場合(複数物件の所有)や、投資目的 (転売、転貸等)の物件取得については、貸付不可 (既に所有している物件に対し、住宅貸付を借り受けていなくても不可) ※退職後の居住のみを目的とした先行取得や、被扶養者以外の親族のみの居 住を前提とした物件取得については、貸付不可 (原則として、組合員本人が速やかに入居すること) ※住宅貸付を借り受けて購入した物件について、貸付残高がある間の所有権移 転、転売、転貸等は不可(親族への所有権移転、離婚等に伴う財産分与、土地 の目的外使用(駐車場として賃貸等)も不可) ※土地のみの購入、借入の場合は、5年以内にその土地に組合員が居住する住 宅を建築することが条件(真にやむを得ないと認められる場合は、さらに5年(合 計10年)まで延長可) ※特に必要と認める理由がない限り、共済組合として抵当権は設定しない ※団体信用生命保険制度あり(任意加入、加入審査有)	見積書(写) ^{注4} 契約書(工事、売買、請負、賃貸)(写) 住宅の平面図 確認済証(写) 登記事項証明書 資金計画書 その他必要とする書類 公務員宿舎の建替に伴う強制退去 者への特別加算を受ける場合 維持管理機関からの退去通知(写) 土地のみの購入、借入の場合 5年以内に住宅を建築する誓約書	^{注5} 組合員期間が3年以上の 者 元金均等返済又は元利 均等返済の選択可 期末手当(6、12月)返済併 用可 (貸付金額の1/2の範囲) 退職手当が支給され ない 組合員は貸付不可 任意継続組合員及び 継続長期組合員は貸 付不可	
	特別住宅貸付	退職手当の額の範囲内(2,000万円以内) ※公務員宿舎の建替に伴う強制退去者への特 別加算 200万円		元金返済据置、据置 期間満了時一括返済 ※利息は毎月徴収 補足①24月以内据置 補足②60月以内据置	1.84%	組合員(※)の居住する住宅の新築、購入、増改築もしくは修繕又は住宅貸付の 貸付金残額の全額弁済 (住宅貸付と特別住宅貸付の同時貸付は不可) ※組合員期間20年以上で、どちらかを予定する者 ①2年以内に自己都合退職 ②5年以内に定年退職	住宅貸付に準ずる 住民票等(居住の事後確認)

注1 貸付限度額=同じ種目の貸付について、従前に貸付を借り受けた分を完済していない場合は、その貸付残高を貸付限度額から差し引きます。
注2 月収額=貸付金申込時点の俸給、俸給の特別調整額(本府省業務調整手当は除く)、初任給調整手当、扶養手当、研究員調整手当及び地域手当
の合計額です。
注3 年利=貸付を借り受けた(貸付金交付)時点の利率が、返済期間中全期間に渡って固定されます。
注4 契約書、見積書の写=費用内訳、相手方(支払先)、支払期限等が確認できる書類を指します。
注5 組合員期間=引き続き組合員期間であり、期間業務職員、任期付職員は当該組合員としての引き続き組合員期間となります。

原則として、支払った後の費用に対する貸付は行いません。費用を支払う前にご相談下さい。
報酬からの弁済のみを行う場合 報酬からの弁済額(弁済元金に支払利息を加えた額、以
下同じ)の合計額が俸給に100分の30を乗じて得た額を超えるときは貸付けを行うことが
できません。
報酬及び期末手当等からの弁済を行う場合 弁済額の合計額が次のイ又はロに該当す
る場合は貸付けを行うことができません。
イ 報酬からの弁済額の合計額が俸給に100分の25を乗じて得た額を超えるとき
ロ 期末手当等からの弁済額の合計額が俸給に100分の150を乗じて得た額をこえるとき

◎上記は概要です。詳細は共済組合各支部及び各所属所貸付担当へお問い合わせ下さい。